（第十五面）

［表略］

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　項番１「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項のＣＶＡリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十五条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。

［ｂ～ｉ　略］

（第十六面）

［表略］

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ～ｇ　略］

ｈ　項番６「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｉ～ｐ　略］

［（第十七面）～（第三十面）　略］

（別紙様式第七号）

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期末	前半期末	当半期末	前半期末
［略］					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
［項を削る。］					
［略］					

（第十五面）

［同左］

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　項番１「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項のＣＶＡリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十六条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。

［ｂ～ｉ　同左］

（第十六面）

［同左］

注

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　項番６「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｉ～ｐ　同左］

［（第十七面）～（第三十面）　同左］

（別紙様式第七号）

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期末	前半期末	当半期末	前半期末
［同左］					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5－1	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分				
5－2	うち、標準方式適用分				
［同左］					